

## 第12回 安来市農業委員会議事録

平成30年6月21日 午後2時00分 第12回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

### 1. 出席委員

1番 北中 宏一君	2番 武上 隆雄君	3番 杉原 建君	4番 木戸 芳己君
5番 仲佐 久子君	6番 北川 正幸君	7番 安松 智君	8番 藤原 明紀君
9番 増田 和夫君	10番 板垣 裕志君	11番 新田 里恵君	12番 塩見 秀雄君
13番 板金 悟君	14番 渡邊 克実君	15番 佐々木吉茂君	16番 岡田 一夫君
17番 吉村 正君	18番 齋藤 哲君	19番 渡辺 和則君	

### 2. 欠席委員

なし

### 3. 出席事務局

竹内 章二君 堀江 雄二君 原 美穂子君

### 4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 平成30年6月21日 1日
日程第 3	議第44号 農地法第2条の規定による非農地証明願について
日程第 4	議第45号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 5	報第41号 農地法第4条の規定による届出について
日程第 6	議第46号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 7	報第42号 農地法第5条の規定による届出について
日程第 8	議第47号 安来農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について
日程第 9	議第48号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 10	報第43号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第 11	報第44号 農地法第18条の規定による通知について
日程第 12	報第45号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について
日程第 13	報第46号 土地改良区からの地目変更届出の通知について

### 5. 議事

事務局：竹内 章二君

定刻になりましたので、只今から第12回安来市農業委員会を始めさせていただきますと思います。

それでは、本日お手元に配布しております資料は日程、申請総括表であります。ご確認をお願いします。

初めに、岡田会長のあいさつをお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

【挨拶】

議長：岡田 一夫君

本日の会議について事務局から報告願います。

事務局：竹内 章二君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律 第27条第3項に基づき定足数に達しましたので、

第12安来市農業委員会の会議を開催します。

議長：岡田 一夫君  
欠席委員はありますか。

事務局：竹内 章二君  
ありません。

議長：岡田 一夫君  
日程第1 議事録署名委員の指名 を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により7番 安松委員、8番 藤原委員 を指名いたします。

議長：岡田 一夫君  
日程第2 会期の決定を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

**【異議なしの声多数】**

議長：岡田 一夫君  
ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議長：岡田 一夫君  
日程第3 議第44号 農地法第2条の規定による非農地証明願について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君  
2ページをご覧ください。議第44号 農地法第2条の規定による非農地証明願について このことについて、別紙のとおり非農地証明願の提出がありましたので審議を求めるものです。3ページに案件の内容、4ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の非農地証明願は、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。

1番は、昭和48年から昭和50年ごろから自宅から遠く、水不足がおこることから耕作をしなくなり、雑木が繁茂し、現在にいたるものです。非農地証明事務取扱基準の(3)やむを得ない事情によって長期間耕作放棄した土地のうち、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、農業用利用を図るための条件整備が計画されていない土地のうち、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当する土地であると考えます。以上です。

議長：岡田 一夫君  
説明が終わりました。地元委員から補足説明を、1番の案件について19番 渡辺委員 説明をお願いします。

19番 渡辺 和則君

19番 渡辺です。ただ今の案件につきまして場所の説明をさせていただきます。4ページの位置図をご覧ください。下の方に走っております主要地方道安来木次線、これの広瀬から少し上流に上がりますと432号線と交わっているところがあります。そこから200mばかり上流の方に上がっていただきますと、右の方の山手に入る川平集落という、山の上の方に上がっていただくところがあります。そこを概ね300mくらい上がっていただきますと集会所がございます。下山佐の案件が上から3筆、下山佐の地番がございま

すが、この地番の場所はその集会所のあたりから南に向かって山佐の方に向かいますが、概ね500mくらい山の中を歩いて行かないといけない、道がないような場所でございます。次の4筆につきましては広瀬町でございます、吉村委員の担当ではありますが、代表して私が説明させていただきます。この4筆につきましては、今の集会所よりさらにこの上を500mくらい上がっていただきますと、山の頂上まではいきませんが概ねそういった場所でございます、なかなか車でも困難な道でございます。そうした場所があとの4筆、広瀬町の地番の場所でございます。以上でございます。

議長：岡田 一夫君

次に、現地調査1班からの報告を、13番 板金委員 説明をお願いします。

13番 板金 悟君

13番 板金です。現地調査の報告をいたします。今月の調査班は1班で6月18日午後板垣班長をはじめ齋藤委員、吉村委員、木戸委員、武上委員、北中委員それと私の7人の委員と、事務局より堀江係長と一緒に調査を行いました。現地は先ほど事務局からもありましたように昭和48年から50年までたばこの栽培が行われていたということですが、家から1km以上険しく遠い道の先でございます、山畑で水も得られず、耕作維持が難しい場所だと見受けられました。その後、耕作されることもなく30年以上が過ぎ、現況は雑木、竹などにより山林の様を呈しておりました。非農地要件にも該当し、非農地の認定は妥当だと判断いたしました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

調査班の報告が終わりました。地元委員から補足説明がありましたらお願いします。

議長：岡田 一夫君

ないようですので、只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第4 議第45号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

5ページをご覧ください。議第45号 農地法第3条の規定による許可申請について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。続いて6ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、2件で、全て所有権移転に関する案件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告させていただきます。

1番は、経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。①小作人の有無については、申請農地につき小作人は、いません。②全部耕作については、権利取得後に、今回取得する農地を含めて全ての農地において作物を栽培する計画になっています。③農作業の常時従事については、権利を取得する者が、取得後において耕作に必要な農作業に常時従事します。④下限面積については、権利を取得する者が、取得後において農地の面積の合計が50

aに達しています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約1km、農機具は、田植え機1台、コンバイン1台、トラクター1台、乾燥機1台を所有しています。労働力は本人及び家族2名の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、10aあたり600,000円です。

2番は、受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約100m、農機具は、田植機1台、トラクター1台、コンバイン1台を所有しています。労働力は本人及び家族2名の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、無償です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から補足説明を、1番の案件について14番 渡邊委員 説明をお願いします。

14番 渡邊 克実君

14番 渡邊でございます。番号1の場所ですが、飯梨川の西堤防の下、西中津地内に降りますが、飯梨川に並行して赤砂川という二級河川が流れております。その川沿いになりまして、場所的には西中津地内と西松井地内の境にあります赤砂川沿いの圃場になります。譲受人は39,914㎡を意欲的に耕作されて営農に取り組んでおられます。この所有権移転に伴います他への影響はないものと考えます。委員の皆様のご審議よろしくお願いたします。

議長：岡田 一夫君

2番の案件について4番 木戸委員 説明をお願いします。

4番 木戸 芳己君

4番 木戸でございます。場所の説明をいたします。当該申請地は安来市総合文化ホールアルテピアの北側50mのところを東西にわたって農道があります。その農道を西へ150m行ったところが申請地です。アルテピアから北西に直線距離で大体200mくらい行ったところです。この耕地整理した1田区1,200㎡の土地のうち、この申請人は439㎡所有しておられまして、残りの600～700㎡を持っておられるのが譲受人です。今回この土地を貰われたら耕作上便利であり、勝手が良いために譲受人に贈与するということです。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。それでは只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第5 報第41号 農地法第4条の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

7ページをご覧ください。報第41号 農地法第4条の規定による届出について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第26条の規定による市街化区域内における届出書の提出がありましたので報告するものです。8ページに案件の内容、9ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第4条の届出は、1件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番は、転用目的は倉庫兼住宅です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 18番 齋藤委員 お願いします。

18番 齋藤 哲君

18番 齋藤でございます。9ページの位置図をご覧ください。左上に川が流れておりますが、これが飯梨川の土手にあたります。真ん中に走っております道路が旧国道でございます。場所は飯梨川東側から安来方面に向かって約200m、それから南に入って30mの位置にあります。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。この案件については報告事項ですので、以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第6 議第46号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

10ページをご覧ください。議第46号 農地法第5条の規定による許可申請について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第57条の2の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。11ページに案件の内容、12ページから13ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、2件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。

1番は、土地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、太陽光発電設備、権利の設定は所有権の移転です。申請者は、太陽光発電事業を行う事業者です。市内で3、128㎡の太陽光発電事業を計画し、農地以外の適地を探しましたが見つからず、分断等周辺農地の営農に与える影響のない本申請地に、太陽光発電設備を設置するものです。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、2,000,000円です。

2番は、土地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第

2種農地と判断します。転用目的は、物置・車庫で、権利の種類は、所有権の移転です。本件はすでに物置・車庫として利用されており追認案件となります。申請書には顛末書が添付されております。譲受人の先代のころ、譲渡人の所有する伯太町東母里26番1の土地を昭和55年及び昭和63年の2度のわたり分筆し、農地転用の許可を受けて買い受けて住宅及び物置・車庫を整備しました。昭和63年の分筆の際、ミスにより今回の申請地が残ってしまい、現在に至っています。当時、農地転用申請が行われておれば許可適当となる案件であり、申請者についても過去に違反転用はなく、悪質性はないと考えます。申請地は、既存宅地に隣接しております。申請者は、目的の性質上、できるだけ既存宅地に近い場所を確保する必要があり、申請地以外の適地を探しましたが見つからず困っていたところ、譲渡人の了解を得られたため、当該地を申請することになりました。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、11,997円です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について4番 木戸委員 説明をお願いします。

4番 木戸 芳己君

4番 木戸です。1番案件について場所の説明をしたいと思います。安来市役所から西側に県道がございまして、その県道沿いに南に700mくらい行きますと、ドラッグストアのある交差点に来ます。そこを左、東側に行きますと12ページの位置図にあります場所に来ます。ドラッグストアの交差点から500～600m位です。以上です。

議長：岡田 一夫君

2番の案件について15番 佐々木委員 説明をお願いします。

15番 佐々木 吉茂君

15番 佐々木です。2番案件の場所の説明をいたします。13ページの位置図を見ていただきたいと思います。右上の13ページの文字のところから左下の方に走っている道路が主要地方道安来伯太日南線でございます。13ページの右上の方から左下の方へ、上流に向かって行くルートでございます。伯太庁舎の横から安来伯太日南線を約2km南の方に上がっていただきますと、この四差路の交差点に出ます。この交差点を井尻の町部の方、左側の方へ50m行ってもらった場所がこの申請地でございます。よろしく願いいたします。

議長：岡田 一夫君

次に、現地調査1班からの報告を、13番 板金委員 説明をお願いします。

13番 板金 悟君

それでは調査報告をいたします。1番案件につきまして、先ほど事務局からもありましたが、申請地は山を開いた造成されたような畑地で生産性も低く、作付け等もされていないような農地と思われました。この度、太陽光発電の設置という勧誘もあり、道路を隔てた隣にも既に太陽光発電が設置されていることから、今回転用の申請をされたものです。設置については土地に高低差があるため、真砂土を入れた造成を行い、雨水についてはU字溝の側溝を設置し、排水を行うというような計画になっております。調査班では意見書、同意書等必要書類も揃っており、許可妥当と判断いたしました。皆さんの審議をよろしく願いいたします。2番案件につきましては、ここに至るまでのいきさつを説明させていただきたいと思います。先ほどの説明にもありましたが、当初、書類上では昭和55年8月に譲渡人から譲受人のお父さんが宅地にするために分筆、転用を行われました。その後、車庫、物置が必要となり、昭和63年の10月に再度分筆し転用されたところに物置、車庫等を建築されました。今回、家族も増えて手狭になり車庫と物置の改築を行われました

が、余りにもしっかりしたものを建てたということで、資金が足りないということで、資金の調達のためここを調べたところ、26番9という2.51㎡の分筆のミスが発覚したということでございます。これについては顛末書、同意書等必要書類も揃っておりますし、もう建てておられるということもありますが、追認案件として問題ないのではないかとするような判断をしております。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長：岡田 一夫君

調査班の報告が終わりました。地元委員から補足説明がありましたらお願いします。

議長：岡田 一夫君

ないようですので、只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第7 報第42号 農地法第5条の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

14ページをご覧ください。報第42号 農地法第5条の規定による届出について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第50条の規定による市街化区域内における届出書の提出がありましたので報告するものです。15ページから17ページに案件の内容、18ページから20ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の届出は、5件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。

1番は、転用目的は駐車場で、権利の種類は、所有権の移転です。

2番は、転用目的は社員駐車場で、権利の種類は、所有権の移転です。

3番は、転用目的は社員駐車場で、権利の種類は、所有権の移転です。なお、1番の届出と同じ農地の届出となりますが、これは、所有権移転等の関係から一度、1番の届出を行い、続いて3番の届出を行ったものです。最終的には、3番の譲受人による社員駐車場への転用となります。

4番は、転用目的は従業員駐車場で、権利の種類は、所有権の移転です。

5番は、転用目的は青空駐車場で、権利の種類は、所有権の移転です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から補足説明を、1番から4番の案件について7番 安松委員 申請場所の説明をお願いします。

7番 安松 智君

7番 安松でございます。1番案件から4番案件の場所の説明をいたします。先ほど事務局の方から話がありました1番案件と3番案件は同じ土地でございます。18ページの位置図をご覧くださいと思います。JR安来駅から国道9号線を東に約9km行きますと、鉄工センター入口交差点がございます。その交差点の手前、約40m左側、国道沿いの1筆とその奥にある1筆、図中で赤く塗ってある場所が届出場所でございます。それから2番案件の譲渡人17人、33筆の場所でございますが、同じく18ページの位置図の先ほど説明いたしました赤く塗ってあるところに隣接する、青い斜線で塗ってある場所が2番案件の届出場所でございます。次に4番案件でございますが、19ページの位置図をご覧くださいと思います。これは譲渡人6人、13筆の場所でございます。図の上の方東西に走っております道路が、安来港から汐彩団地、安来鉄工センターの北を通る県道黒井田安来線で、鉄工センター内の幹線道路との交差点から、安来港方面へ約300m行った南側のところを国道9号線の方へ向かって行った一帯が届出の場所でございます。以上でございます。

議長：岡田 一夫君

5番の案件について9番 増田委員 説明をお願いします。

9番 増田 和夫君

9番 増田です。5番案件の場所を説明します。20ページの位置図をご覧ください。国道9号線から県道広瀬荒島線を南へ約400m行きますと、位置図の真ん中にあります交差点になります。これが旧国道との交差点でして、そこから安来方面へ約10m行ったところが届出場所でございます。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。この案件については報告事項ですので、以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第8 議第47号 安来農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

21ページをご覧ください。議第47号 安来農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので、これに対する審議を求めるものです。安来農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定については、別紙資料1ということでお手元にお配りしておりますのでご覧ください。市から意見を求められたのは、除外9件で、うち安来地域7件、伯太地域1件、広瀬地域1件です。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。

農林振興課：伊藤 豪一君

農振法の担当をしております、農林振興課の伊藤です。よろしくお祈いします。今回の農用地区域から除外予定の面積は、5,225㎡で公用公共用施設用地、農家住宅、その他の用途の9件です。資料の1ページに全体面積を掲載しております。除外のうち、公用公共用施設用地、これは全て携帯電話基地局になりますが、これを除いた農地転用許可に係る案件が5,219㎡の8件です。該当地の土地調書は5ページと6ページ、広域の位置図は7ページです。

まず整理番号1、飯生町の農家住宅、面積330㎡の案件ですが、位置図を8ページ、切図、土地利用計画



図を9ページに掲載しております。現在申出人の夫婦は、市内アパートに子供1人と3人で暮らしていますが、今後実家を継承する意志があり、祖父母、父母との同居を決めました。しかし、住宅は古く4世代が生活できないため建替えを検討する中で、地縁や隣接地で建築業を営んでいる兼ね合いから、同一の場所での建替えを計画したところです。居住人数が増えることで住宅・駐車スペースの増加や農業用施設の確保も含めた土地利用を考えると既存の敷地面積では不足が生じるため拡張する必要があり、利用できるのは隣接する農地（申出地）しかありませんでした。道路、宅地に囲まれた高い生産性が見込めない農地であり、集団化、農作業の効率化等へ影響ないと判断します。

整理番号2、大塚町の太陽光発電施設、面積1,769㎡の案件ですが、位置図を10ページ、切図、土地利用計画図を11ページに掲載しております。申出地南側に隣接する農地は、昨年8月1日太陽光発電施設を理由に農振除外済みであり、今回事業規模拡大を目的に変更申出を行うものです。事業計画者は、前回申出で太陽光発電事業の諸条件を満たす場所を市内で広く探し、また地権者の賛同を得られた土地が申出地しかなく選定しています。今回の事業拡大で新たに別地域の選定はこれまでの経過から見込めず、また新たな設備投資の削減を図るために農振除外済み農地に隣接する申出地を選定するものです。道路、水路に接し、現在同地区内で実施中の圃場整備事業の工事区域外となった農地であり、集団化、農作業の効率化等への影響は軽微と考えます。

整理番号3、下坂田町の農家住宅、面積1,033㎡の案件ですが、位置図を12ページ、切図、土地利用計画図を13ページに掲載しております。新規就農者受け入れに意欲的な下坂田集落において、集落ビジョンを作成し年次的に就農者を受け入れ、定住に結びつけることを位置づけたため、安来市が取り組む新規就農者支援策の就農定住パッケージ事業を活用し、農家住宅を建築する計画であります。集落ビジョン作成時に貸し出し可能な農地や住宅予定地調査を行った結果、集落内に介在する宅地等は狭小なため利用できず、集落ビジョンに住宅予定地として位置づけたのがこの農地でした。申出地の場所は接道し、また農地の広がりやを阻害することもなく、集団化、農作業への効率化等へ与える影響は軽微と考えております。

整理番号4、赤江町の駐車場、面積450㎡の案件ですが、位置図を14ページ、切図、土地利用計画図を15ページに掲載しております。申出者は、檀家数400戸を抱える寺院であり、葬儀、大般若会、施餓鬼など大きな行事の際は駐車場が不足し、現在60台分有する駐車場では賸り切れず檀家に乗り合わせを依頼している状態で不便を強めています。この対策として新たな駐車場を設けるために候補地選定を行いました。利用者の安全面を考慮し境内地南側の公道より北側を条件として利用できるのは農地しかなく、申出地は孤立し集団的農地利用も不可能であり、やむを得ず農用地を利用するものであります。また道路・宅地等で囲まれた孤立した農地であり、集団化、農作業の効率化等への支障はないと判断します。

整理番号5、赤江町の駐車場、面積406㎡の案件ですが、位置図を16ページ、切図、土地利用計画図を17ページに掲載しております。事業計画者は、従業員16名を雇用する土木建設業者であり、建設機械13台、事業用車両9台を保有し、これに併せ従業員の通勤車両16台分を申出地北側の雑種地に駐車していますが、慢性的にスペースが不足し、工事現場などに建設機械を仮置きすることでやり繰りしています。課題解決のため新たな駐車場の候補地を探しましたが、業務の効率性、利便性、また従業員の安全面を考慮した上で、事業所付近で利用できる土地は農地しかなく、申出地は孤立し集団的農地利用も不可能であり、やむを得ず農用地を利用するものです。また道路・宅地等で囲まれた孤立した農地であり、集団化、農作業の効率化等への支障はないと考えます。

整理番号6、赤江町の農家住宅、面積251㎡の案件ですが、位置図を18ページ、切図、土地利用計画図を19ページに掲載しています。居住している家屋は老朽化が著しく現在地での建替えを計画しましたが、建築基準法の接道要件を満たさないため進入路を確保しなければならなくなりました。進入路確保に向け調整しましたが実現せず、近隣に農地を所有する農家のため自宅周辺の住宅用地を探したものの農地以外に使える土地がなく、やむを得ず農地である申出地を選定するものであります。申出地は道路、宅地に接する集落内に介在する農地であって、隣接農地と地表面の高低差もあり、集団化、農作業の効率化等への支障はないと考えます。

整理番号7、日白町の駐車場、面積186㎡の案件です。位置図を20ページ、切図、土地利用計画図を21ページに掲載しております。なお、21ページの方位2箇所とも、北と南が逆になっておりました。お詫びして訂正いたします。申出人は鉄鋼製造業の創業者ですが、親会社の閉鎖によって業務量が激減し、

会社存続のため工場の半分を別業者に貸し出しました。これまでの車両台数に加えこの業者の関係車両 5 台分が増えたことで、本来駐車場ではない場所に駐車しており、自社操業に支障をきたしている状況です。事業の関係上周辺で駐車場用地を求めるものでありますが、宅地・雑種地などで使える土地がなく、やむを得ず隣接する農地を含め敷地拡張するものであります。宅地、道路に囲まれた細長い狭小な農地であり、集団化、農作業の効率化等への影響は軽微であると考えます。

整理番号 8、伯太町東母里の駐車場及び資材置場、面積 794 m<sup>2</sup>の案件です。位置図を 22 ページ、切図、土地利用計画図を 23 ページに掲載しています。従業員 14 名を雇用し醤油、味噌等製造する食品加工業者で、現在の施設では狭隘となり工場増設が必要となりました。従来駐車場に使用してきた同一敷地内の場所に不十分であった従業員休憩室を含めた工場 1 棟の建設計画を立てたことで、従業員 12 名の通勤車両及び営業車両 6 台分の駐車場と営業用資材置場を新たに求めるものです。候補地として安全面から既存敷地北側に隣接する公道を横断せず、かつ事業の効率性から隣接する土地で利用できるのは申出地しかありませんでした。また道路、宅地に 3 方囲まれた農地であり、集団化、農作業の効率化等への影響は軽微と考えます。

最後に整理番号 9、位置図が 24 ページ、切図、土地利用計画図が 25 ページにありますのは（農地転用許可不要の）広瀬町富田の携帯電話基地局です。電気通信事業法に基づく認定電気通信事業者が設置する通信のための無線基地局設置であり、電波状況やそのカバーエリアを勘案すると、申出地以外に代替すべき土地はありません。

以上、9 件の農振除外案件についてご説明いたしました。ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

この案件につきましては、事前に農地対策委員会を開催し、現地調査をしておりますので、13 番板金委員長の報告をお願いします。

13 番 板金 悟君

報告いたします。農業振興地域整備計画の変更についてということで、今日 12 日、午後 1 時半より農地対策委員の岡田会長、渡辺代理、齋藤委員、吉村委員、木戸委員、杉原委員、北中委員と私を含む 8 名の委員と事務局から堀江係長が出席し、農林振興課の伊藤係長より現地確認をしながら変更理由の説明を受けました。その後、会議室において委員会で検討を行った結果、委員会としては申請された除外 9 件については許可妥当であるという結論になりました。委員の皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

只今、説明並びに報告がありました。質問のある方は発言をお願いします。

7 番 安松 智君  
議長。

議長：岡田 一夫君  
7 番 安松委員。

7 番 安松 智君

7 番 安松でございます。ちょっと質問でございますが、3 番の申出地の下坂田の農家住宅の件ですが、13 ページの切図を見ますと、978 番 1 のように農地が一部残ったような形になっているのですが、下の計画図を見ますと進入路予定面積となっておりますが、何か建築基準法か何かの関係でその分残さないといけなかったということなんでしょうか。普通なら道路まで一帯としてやるのが通常のような気がするのですが、一部農地が残っているというのは何か理由があつてのことなのかなと思つております。お聞かせください。

農林振興課：伊藤 豪一君

978番1の農地は現在、所有者の方が畑地として耕作しておられる状況でして、今後も耕作を続けられるという意向がある関係で外しております。

7番 安松 智君  
わかりました。

議長：岡田 一夫君  
他にございませんでしょうか。

17番 吉村 正君  
議長。

議長：岡田 一夫君  
17番 吉村委員。

17番 吉村 正君  
17番 吉村です。直接の案件の内容ではないのですが、分かれば教えていただきたいのですが、太陽光発電の設備の管理について一般的に営農型は農業委員会も感知することなんですが、今回の計画のように転用したのち雑種地になって設置された場合、その設備の維持管理というのは向こうの会社といいますか事業者任せにしかないのでしょうか。一般的な設置の条件といいますか、規制とか見守るとか、いずれ老朽化など何らかの問題はありますので、そこら辺はどこが管理していくのでしょうか。仮にその営農型の場合、下に影響するような老朽化とかあった場合には何らかの変更はあると思います。そうすると我々もいろんな情報をいただいて、こういう状況だからというようなことで対応していくと思いますが、もう手が離れてしまった場合、管理はどうするのでしょうか。

事務局：竹内 章二君  
最終的には転用許可になってしまいますので本来は住民、それで計画書の中に障害等起きればその時に話し合いますというような形で申請の方が出てきてますので、対応は住民になりますが、前回別の場所でこういう永久転用の事案で水路に影響が出た時がありましたが、これについては当面は農業委員会も関連してそういうことを事業者に対して、水路に支障が出ているということを経営委員会の方から通知なり連絡をして是正をするようにということもありました。永久転用したから農業委員会が投げっぱなしということではなくて農家の方、近隣の方から苦情等あれば、できることはそういった形で事業者の方に通知、連絡をするということは実際しております。

17番 吉村 正君  
わかりました。まだ設置されてから数年という案件ばかりでしょうが、いずれ老朽化等の影響が出てくるでしょうし、営農に影響するようなら今言われたようにされるでしょうが、一般的に永久的に設置されたところも産廃が残るような事態にならないように監督部署はどこがされるのですか。農林関係ではないですか。

事務局：竹内 章二君  
そのごみ関係は廃棄物になりますので安来市では環境政策課ですが、廃棄物に関しては一般であれば市、産廃であれば県という形で許可権者がありますので、問題が起きればそれぞれ対応するようになるのではないかと思います。

17番 吉村 正君  
はい、ありがとうございました。

議 長：岡田 一夫君  
他に質問はありませんか。

議 長：岡田 一夫君  
質疑がないようですので、ここで意見をとりまとめたいと思います。事務局から意見についての提案をお願いします。

事務局：竹内 章二君  
先ほど板金委員長より報告がありました。農地対策委員会の皆様は同意ということでしたので、農業委員会の意見としては、都市計画法等の関係法令を遵守し、整合性を図ることの意見を付した方が適当ではないかと考えます。宜しくをお願いします。

議 長：岡田 一夫君  
只今、事務局より提案がありました。他にご意見はありませんか。

議 長：岡田 一夫君  
意見がないようですので採決いたします。本件について事務局提案のとおり意見を付すことについて賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君  
全員賛成ですので、この案件については意見を附して市長に報告することといたします。

議 長：岡田 一夫君  
日程第9 議第48号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君  
23ページをご覧ください。議第48号 農用地利用集積計画の決定について このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審議を求めるものです。計画要請につきましては、26ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権が52件、57,623.91㎡、使用貸借が3件、4,035㎡、全体で55件、総面積が61,658.91㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課：種田 容子君  
失礼します。議第48号について説明いたします。詳細は27ページからです。今月の利用集積計画は番号5番から13番、16番から20番は農地中間管理機構の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業により農地の中間管理権を設定するものです。それ以外の番号1番から4番までと14番、15番は利用権設定の申請であり、いずれも経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。ご審議いただきますようお願いいたします。

議 長：岡田 一夫君  
説明が終わりました。それでは只今から質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君  
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第10 報第43号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

31ページをご覧ください。報第43号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。32ページから38ページに届出内容を載せていますのでご覧下さい。今月の届出については、5件で、全て相続です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。この案件については報告事項ですので、以上とします。

議長：岡田 一夫君

続いて、日程第11 報第44号 農地法第18条の規定による通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

39ページをご覧ください。報第44号 農地法第18条の規定による通知について このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。40ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、2件で、すべて農地法による賃貸借の解約です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。この案件については報告事項ですので、以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第12 報第45号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

41ページをご覧ください。報第45号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第53条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。42ページをご覧ください。今月の届出は1件で、全てKDDI携帯電話無線基地局の設置です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。この案件については報告事項ですので、以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第13 報第46号 土地改良区からの地目変更届出の通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

43ページをご覧ください。報第46号 土地改良区からの地目変更届出の通知について このことについて、別紙のとおり土地改良区からの通知がありましたので報告するものです。44ページをご覧ください。今月の土地改良区からの通知は1件で、畑に地目変更です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。この案件については報告事項ですので、以上とします。

議長：岡田 一夫君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で、第12回安来市農業委員会会議を閉会とします。

(午後3時10分)